

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第14号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（肥前さが幕末維新博事務局の設置）</p> <p>第2条の2 次に掲げる事務を処理するため、知事の直属として、肥前さが幕末維新博事務局を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（分課等）</p> <p>第3条 部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務部 ア～カ 略 キ <u>情報・業務改革課</u></p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（政策部各課の分掌事務）</p> <p>第5条 政策部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策課 ア～ウ 略</p>	<p>（肥前さが幕末維新博事務局の設置）</p> <p>第2条の2 次に掲げる事務を処理するため、知事の直属として、肥前さが幕末維新博事務局を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>世界遺産の活用及び推進に関すること。</u></p> <p>（分課等）</p> <p>第3条 部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務部 ア～カ 略 キ <u>情報課</u></p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（政策部各課の分掌事務）</p> <p>第5条 政策部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策課 ア～ウ 略 エ <u>佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>工 略</p> <p>(2) 企画課</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 他県等との連携に係る企画及び調整に関すること。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(総務部各課の分掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 人事課</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ～ケ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 資産活用課</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>情報・業務改革課</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>業務改革(テレワークを含む。)</u>に関すること。</p> <p>(地域交流部各課の分掌事務)</p> <p>第8条 地域交流部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p><u>オ 他県等との連携に係る企画及び調整に関すること。</u></p> <p>カ 略</p> <p>(2) 企画課</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(総務部各課の分掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 人事課</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 業務改革に関すること。</u></p> <p>オ～コ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 資産活用課</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>オ 県有施設の計画的保全に関すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>情報課</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>先進的な情報通信技術を活用した施策に関すること。</u></p> <p>(地域交流部各課の分掌事務)</p> <p>第8条 地域交流部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

改正前	改正後
<p>(1) さが創生推進課 ア 略 イ <u>佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。</u> ウ 略</p> <p>(2)～(6) 略 (県民環境部各課の分掌事務)</p> <p>第10条 県民環境部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県民協働課 ア 略 イ 特定非営利活動法人の設立認証、認定及び<u>仮認定</u>に関する こと。 ウ・エ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 暮らしの安全安心課 ア～ケ 略</p> <p>(5)～(8) 略 (健康福祉部各課の分掌事務)</p> <p>第11条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 福祉課 ア～ツ 略 テ <u>粒子線治療の普及に関すること。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 健康増進課</p>	<p>(1) さが創生推進課 ア 略 イ <u>地域住民の生活に必要な移動手段の確保に関すること。</u> ウ 略</p> <p>(2)～(6) 略 (県民環境部各課の分掌事務)</p> <p>第10条 県民環境部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県民協働課 ア 略 イ 特定非営利活動法人の設立認証、認定及び<u>特例認定</u>に関する こと。 ウ・エ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 暮らしの安全安心課 ア <u>県民生活の安全及び安心に関すること。</u> イ～コ 略</p> <p>(5)～(8) 略 (健康福祉部各課の分掌事務)</p> <p>第11条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 福祉課 ア～ツ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 健康増進課</p>

改正前	改正後
<p>ア～シ 略</p> <p>(7)・(8) 略 (健康福祉部男女参画・こども局各課の分掌事務)</p> <p>第12条 健康福祉部男女参画・こども局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) こども未来課 ア～エ 略 オ <u>私立幼稚園及び保育所</u>に関すること。</p> <p>(3) 略 (産業労働部各課の分掌事務)</p> <p>第13条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ものづくり産業課 ア・イ 略 ウ <u>産業デザインの振興</u>に関すること。</p> <p>エ～ク 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 流通・通商課 ア～カ 略 キ <u>県産品の輸出促進</u>に関すること。 ク <u>県内企業の海外展開の支援</u>に関すること。 ケ <u>海外との経済交流</u>に関すること。</p>	<p>ア～シ 略</p> <p><u>ス 粒子線治療の普及</u>に関すること。</p> <p>(7)・(8) 略 (健康福祉部男女参画・こども局各課の分掌事務)</p> <p>第12条 健康福祉部男女参画・こども局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) こども未来課 ア～エ 略 オ <u>私立幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園</u>に関すること。</p> <p>(3) 略 (産業労働部各課の分掌事務)</p> <p>第13条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ものづくり産業課 ア・イ 略</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 流通・通商課 ア～カ 略</p>

改正前	改正後
<p>(7) 略 (農林水産部各課の分掌事務) 第14条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略 (2) 生産者支援課 ア～オ 略 カ <u>経営構造対策事業の推進</u>に関すること。 キ～ケ 略 <u>コ 農業倉庫に関すること。</u> <u>サ</u> 略 (3)～(10) 略 (室)</p> <p>第19条 さが創生推進課に移住支援室を、<u>新幹線・地域交通課に身近な移動手段確保推進室を</u>、スポーツ課に国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室を、長寿社会課に地域包括ケア推進室を、障害福祉課に就労支援室を、ものづくり産業課にコスメティック構想推進室を、<u>流通・通商課に国際経済室を</u>、建築住宅課に施設整備室を、河川砂防課に水資源調整室を置き、室の分掌事務は、課長が定める。</p> <p>第22条 略 2 肥前さが幕末維新博事務局に<u>事務局次長</u>を置く。 3 政策部に政策総括監を、<u>健康福祉部に歯科医療総括監</u>を置くことができる。 4・5 略 6 <u>事務局次長</u>は、事務局長を助けるとともに、次に掲げる事務を</p>	<p>(7) 略 (農林水産部各課の分掌事務) 第14条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略 (2) 生産者支援課 ア～オ 略 カ 経営構造対策事業に関すること。 キ～ケ 略 <u>コ</u> 略 (3)～(10) 略 (室)</p> <p>第19条 <u>人事課に行政経営室を</u>、<u>情報課に情報化推進室を</u>、さが創生推進課に移住支援室を、スポーツ課に国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室を、長寿社会課に地域包括ケア推進室を、障害福祉課に就労支援室を、ものづくり産業課にコスメティック構想推進室を、<u>建築住宅課に施設整備室を</u>、<u>河川砂防課に水資源調整室を</u>置き、室の分掌事務は、課長が定める。</p> <p>第22条 略 2 肥前さが幕末維新博事務局に<u>次長</u>を置く。 3 政策部に政策総括監を置くことができる。 4・5 略 6 <u>次長</u>は、事務局長を助けるとともに、次に掲げる事務を行う。</p>

改正前	改正後																
<p>行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 <u>歯科医療総括監は、上司の命を受けて、歯科医療に関する事務を掌理する。</u></p> <p>9 略</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課及びセンター並びに室に参事、技術監及び検査監を、政策課に政策調整監を、消防防災課に国民保護・防災対策監を、<u>情報・業務改革課に情報監を、福祉課に監査監を、生産者支援課に団体検査・指導監を置くことができる。</u></p> <p>4～14 略</p> <p>別表（第20条関係）</p> <table border="1" data-bbox="235 879 1104 1189"> <thead> <tr> <th>所管する部</th> <th>現地機関の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策部</td> <td>消防学校</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td><u>首都圏事務所</u> 自治修習所 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管する部	現地機関の名称	政策部	消防学校	総務部	<u>首都圏事務所</u> 自治修習所 略	略		<p>(1)・(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課及びセンター並びに室に参事、技術監及び検査監を、政策課に政策調整監を、消防防災課に国民保護・防災対策監を、<u>情報課に情報監を、福祉課に監査監を、生産者支援課に団体検査・指導監を置くことができる。</u></p> <p>4～14 略</p> <p>別表（第20条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1162 879 2031 1189"> <thead> <tr> <th>所管する部</th> <th>現地機関の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策部</td> <td><u>首都圏事務所</u> 消防学校</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>自治修習所 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管する部	現地機関の名称	政策部	<u>首都圏事務所</u> 消防学校	総務部	自治修習所 略	略	
所管する部	現地機関の名称																
政策部	消防学校																
総務部	<u>首都圏事務所</u> 自治修習所 略																
略																	
所管する部	現地機関の名称																
政策部	<u>首都圏事務所</u> 消防学校																
総務部	自治修習所 略																
略																	

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（退職手当管理システムによる退職手当支給事務等の処理に関する規則の一部改正）
- 退職手当管理システムによる退職手当支給事務等の処理に関する規則（平成26年佐賀県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(退職手当の基礎事項の異動通知)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 退職手当管理者は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を審査し、<u>情報・業務改革課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(退職手当管理システムによる処理)</p> <p>第4条 <u>情報・業務改革課長</u>は、前条第2項の規定による通知に基づき、退職手当管理システムにより退職手当の支給に必要な計算を行い、その結果を退職手当管理者に通知しなければならない。</p>	<p>(退職手当の基礎事項の異動通知)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 退職手当管理者は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を審査し、<u>情報課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(退職手当管理システムによる処理)</p> <p>第4条 <u>情報課長</u>は、前条第2項の規定による通知に基づき、退職手当管理システムにより退職手当の支給に必要な計算を行い、その結果を退職手当管理者に通知しなければならない。</p>

(電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部改正)

3 電子計算組織による給与支給事務等処理規則(昭和48年佐賀県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(給与支給等の基礎事項の異動通知)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 給与管理者は、第4条第1項、前条及び前項の規定により指示又は通知を受けたときは、その内容を審査し、<u>情報・業務改革課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(電子計算組織による処理)</p> <p>第7条 <u>情報・業務改革課長</u>は、前条第2項の規定による通知に基づき、電子計算組織により給与の支給及び共済組合負担金の支払に必要な計算を行い、その結果を給与管理者に通知しなければならない。</p> <p>(給与の支払及び精算等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>(給与支給等の基礎事項の異動通知)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 給与管理者は、第4条第1項、前条及び前項の規定により指示又は通知を受けたときは、その内容を審査し、<u>情報課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(電子計算組織による処理)</p> <p>第7条 <u>情報課長</u>は、前条第2項の規定による通知に基づき、電子計算組織により給与の支給及び共済組合負担金の支払に必要な計算を行い、その結果を給与管理者に通知しなければならない。</p> <p>(給与の支払及び精算等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～6 略</p>

改正前	改正後
<p>7 給与管理者は、前項の規定による通知があったときは、その旨を<u>情報・業務改革課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(科目等の更正)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 給与管理者は、前項の規定による通知があったときは、更正命令の手続を行うとともに、その旨を<u>情報・業務改革課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(処理の特例)</p> <p>第13条 給与管理者は、電子計算組織による給与計算によりがたい給与等の追給、返納等の必要が生じたときは、給与計算を行うとともに、財務規則に規定する支出の例による支出を行い、その結果を<u>情報・業務改革課長</u>に通知しなければならない。</p>	<p>7 給与管理者は、前項の規定による通知があったときは、その旨を<u>情報課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(科目等の更正)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 給与管理者は、前項の規定による通知があったときは、更正命令の手続を行うとともに、その旨を<u>情報課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(処理の特例)</p> <p>第13条 給与管理者は、電子計算組織による給与計算によりがたい給与等の追給、返納等の必要が生じたときは、給与計算を行うとともに、財務規則に規定する支出の例による支出を行い、その結果を<u>情報課長</u>に通知しなければならない。</p>